定　　款

株式会社Kips

平成17年12月２日作成
平成17年12月２日公証人認証
平成18年１月５日会社成立
平成19年２月28日変更
平成21年５月30日変更
平成25年３月28日変更
平成28年８月８日変更
平成29年２月28日変更
平成29年８月28日変更
平成30年７月19日変更
平成31年３月18日変更
令和元年８月６日変更
令和２年３月23日変更

第１章　　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社Kipsと称し、英文では、Kips Co.,Ltd.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１　投資事業組合財産の運用および管理
２　有価証券の取得、運用、投資および保有
３　経営一般に関するコンサルティング
４　出版業
５　国内・海外企業との提携、買収、合併ならびに技術、製造、販売等の仲介斡旋、コンサルティング
６　国内外投資先への斡旋および仲介
７　情報誌を利用しての情報提供サービス
８　各種イベントの運営受託
９　前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由において電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞社に掲載して行う。

（機関）

第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）　取締役会
（２）　監査役

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、15,000,000株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の１単元の株式数は、100株とする。

（自己株式の取得）

第８条　当会社は、取締役会決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元未満株主の権利制限）

第９条　当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）　会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）　剰余金の配当を受ける権利

（３）　募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３　当会社の株主名簿の作成並びに備置きその他の株主名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（総会の開催）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（基準日）

第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

（招集権者及び議長）

第14条　株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。但し、取締役社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

（決議の方法）

第15条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数によってこれを決する。

２　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを決する。

（議決権の代理行使）

第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第４章　　取締役、監査役及び取締役会

（取締役及び監査役の員数）

第18条　当会社の取締役７名以内、監査役は３名以内とする。

（選任方法）

第19条　取締役及び監査役は、株主総会において選任する。取締役及び監査役の選任決議については、議決権を行使することができる総株主の議決権の３分の１以上の株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。ただし、取締役の選任については、累積投票によらない。

（任期）

第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。

２　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。

３　任期満了前に退任した取締役又は監査役の補欠として選任された取締役又は監査役の任期は、前任者の残任期間とする。増員により選任された取締役の任期は他の取締役の任期が満了すべき時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第21条　代表取締役及び社長並びにその他の役付取締役は、取締役会において選任する。

（招集権者）

第22条　取締役会は、社長が招集する。社長が招集できないときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

２　取締役全員の同意のあるときは、取締役会招集の手続はこれを省略することができる。

（議長）

第23条　取締役会の議長は、社長がこれにあたる。但し、社長に支障があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

（決議）

第24条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを決する。但し、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、議決権を行使することができない。

２　当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第25条　取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

（報酬等）

第26条　取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任の一部免除）

第27条　当会社は、会社法第423条第１項に定める取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内

容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第１項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

２　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該取締役との間に、会社法第 423 条第１項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、法令が規定する額とする。

（監査役の責任の一部免除）

第28条　当会社は、会社法第423条第1項に定める監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第１項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第１項の監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第５章　　計　　算

（事業年度）

第29条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までの１年とする。

（剰余金配当の基準日）

第30条　当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

（中間配当）

第31条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（除斥期間）

第32条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

《令和２年３月 23 日変更》